

社会福祉法人 高坂福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 高坂福祉会（以下、「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

2 役員の理事については理事長及び常務理事及び理事と区分する。

(報酬の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- 2 常勤役員で理事長については報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- 3 常勤役員（常務理事）で当法人の職員を兼ねるものについては、報酬、賞与を支給する。ただし、退職手当は支給しないものとする。
- 4 常勤役員（理事）で当法人の職員を兼ねるものについての役員報酬は支払わない。
- 5 非常勤役員（評議員、理事、監事）は業務に応じた報酬を支給する事とし賞与、退職手当は支給しない。ただし、費用弁償や交通費は別途支払う事ができる。
- 6 理事長に対する退職手当は、理事長として円満に任期を満了、また辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 理事長、常務理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、理事長及び常務理事の報酬額の合計が役員報酬規程 別表第1に定める額を超えないものとする。また常務理事の報酬は、理事長の報酬額を超えないものとする。
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については別表第3に定める額とするが、常務理事には支給しない。
- (4) 通勤手当は、社会福祉法人高坂福祉会 給与規定 第16条に定める通勤手当の規定に準ずる額とする。

(非常勤役員の等の報酬の算定方式)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、役員報酬規程別表第4に定める額
- (2) 非常勤役員（評議員、理事、監事）が職務のため出張したときは社会福祉法人高坂福祉会 旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給せず、社会福祉法人高坂福祉会 職員給与規定に準じて給与、賞与、退職手当を支払うものとする。
ただし常務理事を兼ねる場合は、その限りではない。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長に対する報酬等の支給時期は次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支払いは、社会福祉法人 高坂福祉会 職員給与規定 第3条第2項及び3項に準ずる
- (2) 賞与については社会福祉法人 高坂福祉会 職員給与規定に準ずる。
- 2 非常勤役員（評議員、理事、監事）などに対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときに、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から当該法人常勤職員が勤務すべき日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月の日数までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次の通り端数処理を行う。

- (1) 1円未満の端数が発生した場合は1円未満を四捨五入する。

(公 表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第10条 この規定の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

(補 足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める事とする。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は令和 2 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表1（理事長及び常務理事の報酬）

| 職名 | 報酬の額 |
|------|--|
| 理事長 | 月額 1,000,000円を限度とする |
| 常務理事 | 理事長との報酬額の合計が上記報酬額を超えない範囲で理事長の報酬額を超えない額 |

別表2（理事長及び常務理事の賞与）

| 支給区分 | 報酬の額 |
|--------|---------------|
| 6月の賞与 | 報酬月額 × 1.7か月分 |
| 12月の賞与 | 報酬月額 × 1.8か月分 |
| 3月の賞与 | 報酬月額 × 0.3か月分 |

別表3（理事長の退職金算定式）

| |
|--------------|
| 報酬月額×在任年数×係数 |
|--------------|

※上記在任年数は1か年単位として、端数は月割とする。但し1か月は1か月に切り上げる。

係数には一般社団法人愛知県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業にある退職給付金乗率表に記載の乗率を用いるものとする。

別表4（非常勤役員等への報酬）**(1) 評議員**

| 内容 | 日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席（1回につき） | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

※ただし、年度の評議員報酬が年額700,000円を超えないものとする。

(2) 理事

| 内容 | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会への出席（1回につき） | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(3) 監事

| 内容 | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会・評議員会への出席（1回につき） | 20,000円 |
| 監事監査等への出席（1回につき） | 20,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 |

社会福祉法人 高坂福祉会 役員等報酬規程 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(社会福祉法人 高坂福祉会 役員報酬規程 別紙) 別表3（理事長の退職金算定式）</p> <p>報酬月額×在任年数×係数</p> <p>※上記在任年数は1か年単位として、端数は月割とする。但し1か月は1か月に切り上げる。</p> <p>係数には一般社団法人愛知県社会福祉事業職員共済会の退職共済事業にある退職給付金乗率表に記載の乗率を用いるものとする。</p> <p>附則 この規程は令和 6年 4月 1日より施行する。</p> | <p>(社会福祉法人 高坂福祉会 役員報酬規程 別紙) 別表3（理事長の退職金算定式）</p> <p>報酬月額×在任年数×係数</p> <p>※上記在任年数は1か年単位として、端数は月割とする。但し1か月は1か月に切り上げる。</p> <p>附則 この規程は令和 2年 1月 1日より施行する。</p> |